［８～16　略］

17　次に掲げる者に対する資金であって、受託中小企業の振興を図るため、価格転嫁及び取引適正化に取り組む中小企業者を支援するためのもの

(1)　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により振興事業計画の承認を受けた中小受託事業者等及び委託事業者

(2)　受託中小企業振興法の規定により特定連携事業計画の認定を受けた特定中小受託事業者並びに当該認定に係る特定連携事業を共同で行う特定会社及び共同事業者

(3)　取引先に対する支払条件の改善に取り組む者

(4)　委託事業者の生産拠点の閉鎖若しくは縮小、発注内容の見直し又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者

(5)　「パートナーシップ構築宣言」を行っている者

18～23　［略］

24　次に掲げる者に対する資金であって、災害により被害を受けた中小企業者及び災害により被害を受けた者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するためのもの

(1)　災害により被害を受けた者（25から27までに該当する者を除く。）

(2)　［略］

25　大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（26及び27に該当する者を除く。）に対する資金であって、大規模な災害等により被害を受けた中小企業者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧又は発展を促進し、被災地域等の復興に資するためのもの

26～29　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［８～16　同上］

［号の細分を加える。］

17～22　［同上］

23　次に掲げる者に対する資金であって、災害により被害を受けた中小企業者及び災害により被害を受けた者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するためのもの

(1)　災害により被害を受けた者（24から26までに該当する者を除く。）

(2)　［同上］

24　大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（25及び26に該当する者を除く。）に対する資金であって、大規模な災害等により被害を受けた中小企業者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧又は発展を促進し、被災地域等の復興に資するためのもの

25～28　［同上］

○内閣府　文部科学省告示第一号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省厚生労働省内閣府告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　職員配置	第二　職員配置
一　［略］	一　［同上］
二　満三歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」	二　満三歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」